

ニーズ別保証制度一覧表

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

新規に事業を始められる方

スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後5年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から5年未満の会社	3,500万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.05 (創業関連保証の保証料率に0.2上乗せ)									対象外	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
創業関連保証	個人による創業、新たに会社を設立して行う事業及び個人で創業し事業を法人化して行う事業に資金が必要な方(開業して5年未満の方を含む。)	3,500万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									対象外	
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む。)	2,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内	1.45%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
	経営者保証免除タイプ	県内で会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後1年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から1年未満の会社であって、経営者保証免除対応の適用を受けようとするもの	2,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内	1.45%	0.78									対象外	県の保証料補給あり 創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証	丸亀商工会議所等の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む。)	700万円	5年以内	運転資金 設備資金	1.50%	0.58									対象外	丸亀市の保証料及び利子補給あり

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金繰り円滑化に資する保証制度

伴走支援型特別保証制度	金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで金融機関による継続的な伴走支援を受ける方	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2 (国による補助前は原則0.85)									対象外	セーフティネット4号取得の場合
						1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	対象	セーフティネット5号取得の場合
						(国による補助前)									対象	
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)(感染症対応型)	コロナ禍を乗り越えるため、認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2 (国の補助前は0.8)									対象	
						0.2 (国の補助前は1.0)									対象外	

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金用途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

小規模事業者の方

小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模事業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外	
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模事業者の方	2,000万円	7年以内	運転資金 設備資金	1.70%	0.60 (セーフティネット保証)									対象外	
			7年超10年以内	運転資金 設備資金	1.90%	0.60 (セーフティネット保証)										
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模事業者の方	500万円	6年以内	運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び利子補給あり
						0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模事業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる	運転資金 設備資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる
						0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
						0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	

一般的な事業資金が必要な方

普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75 (5号又は7～8号)									対象	
						0.85 (1～4号又は6号)									対象外	
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内	1.80%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
	0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外						
短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	1.70%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
						0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
						0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
			0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外				
						0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
			7年超 10年以内	運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
						0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象	
						0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金用途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

資金の反復・継続利用が必要な方

グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は2年間	運転・設備資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
当座貸越（貸付専用型）根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は2年間	運転・設備資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は2年間	運転・設備資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
-------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--

瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
-------------	--	---------	-------------------------	--------------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	-----------------------------

事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
						1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		

金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関所定					0.80					対象	事業再生計画に従って設立される法人も対象
										1.00					対象外	
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.70%					0.80					対象	「経営改善計画」に従って設立される法人も対象
										1.00					対象外	

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関所定					0.80					対象外	国が指定した危機指定期間のみ利用可能
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------	--------------	--------	--	--	--	--	------	--	--	--	--	-----	--------------------